

みえ医療福祉生活協同組合 ハラスメント撲滅宣言2023

2023年11月25日

みえ医療福祉生活協同組合 理事会

みえ医療福祉生活協同組合理事会は、12月の「職場のハラスメント撲滅月間」にあたり、あらためて健全な職場環境を守るため「ハラスメントの撲滅」を組織として真剣に取り組んでいくことを宣言します。

職場におけるハラスメント行為は、職員の人格、尊厳、個性を傷つける社会的に許されない行為であり、人権にかかわる問題として絶対に許しません。同時に、患者・利用者及び関係者からの不当・悪質なクレーム・ハラスメントから職員を守らなければなりません。

理事会は、ハラスメント行為を断じて許さず、すべての役職員が互いに尊重し合える安全安心で快適な職場環境づくりのために、以下のとおり取り組みを強化していきます。

1. ハラスメント撲滅に向けた基本姿勢

- * 当生協は、あらゆるハラスメントの防止と撲滅に取り組み、あらゆるハラスメントの行為を絶対に許しません。
- * この方針の対象は、役員・正職員・嘱託職員・パート職員・派遣職員等、当生協に従事するすべての役職員です。また、当生協の役職員以外の方々に対してのハラスメントも許されませんし、患者・利用者及び関係者からのハラスメントからも職員を守ります。

2. ハラスメントに関する相談窓口

- * 当生協は、安心して相談ができる環境づくりのため、相談窓口には役職員以外の外部担当者や社会保険労務士も配置し、WEBでの「ハラスメント悩み相談」も開設しています。
- * 相談者や事実関係の確認に協力した者に対し、不利益な取り扱いはありません。また、相談者のプライバシーが守られるように、関係者への守秘を徹底していきます。

3. ハラスメント防止・対策委員会の設置

- * 当生協は、「ハラスメント防止・対策委員会」を設置しており、定期・臨時の委員会でハラスメントの相談に対する聴き取り・事実関係の検証・当事者への対応等を行っています。
- * ハラスメントの相談・対応等を教訓とし、ハラスメント防止対策をすすめていきます。

4. ハラスメント防止に関する取り組みの周知徹底や研修等の実施

- * ハラスメント防止に関する取り組みの周知徹底のため、すべての役職員を対象に年1回以上の研修及び実態把握アンケートを実施し、役職員にハラスメント防止に係わる知識を習得させることで、組織内の意識改革を図っていきます。

5. ハラスメントの行為者への対応について

- * ハラスメントの行為者に対しては、事実関係を調査し、就業規則に基づき、懲戒処分を行う場合があります。また、必要に応じて、就業環境を改善するための措置を講じます。

以上